

令和５年度観光客の利便性・満足度向上事業

（観光施設等のトイレの洋式化）補助金交付要領

令和５年４月１日　４香観協第 286 号

この交付要領は、令和５年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）補助金交付要綱（令和５年４月１日　４香観協第 284 号）（以下「交付要綱」という。）のほか、令和５年度観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）の実施に当たって必要な事項を定める。

1 事業実施について

補助を受けようとする事業者は、公益社団法人香川県観光協会会長（以下「会長」という。）に要望書を提出する。

会長は、提出された要望書の内容が適当であると判断すれば、補助事業対象者に対して、補助金額等を内示する。補助対象事業者は、内示後に、補助金交付申請書を会長に提出する。

2 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第 9 条第 1 項第 1 号ただし書きに規定する会長が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第 1 別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

3 補助対象外となる経費

次に掲げる経費は、補助対象としない。

- ・土地の取得に要する経費
- ・故障、老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕のみに要する経費

4 多言語での案内標識・案内表示について

多言語での案内標識・案内表示については英語併記を基本とする。なお、施設特性や地域特性の観点から中国語（簡体字／繁体字）又は韓国語その他の必要とされる言語については視認性や美観等に問題がない限り、表記を行うことが望ましい。なお、多言語対応については、可能な限り、地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

また、案内・誘導等を示す上で、見た目のわかりやすさが特に重視され、「ピクトグラム」で十分必要な情報を伝えることができる場合は、「ピクトグラム」の使用も有効であり、外国語の併記を必ずしも必要としない。なお、「ピクトグラム」については JIS Z 8210 に示された図記号の他、「一般案内用図記号検討委員会」が策定した「標準案内用図記号」を参考とする。自治体や事業者の中には、上記「ピクトグラム」をベースにして、オリジナルの配色やデザインの変更を施して使用している場合があるが、不統一や非連続性が原因で訪日外国人旅行者に混乱をもたらすことがないよう、十分に配慮する必要がある。

5 トイレ施設内や入口ドア等における表示について

トイレ施設内や入口ドア等において、「温水洗浄便座」、「洋式トイレ」及び「和式トイレ」のシンボルマークとして JIS Z 8210 に示された案内用図記号を表示することが望ましい。

6 基本的な考え方

訪日外国人旅行者を含む旅行者が現に多く利用している、もしくは今後多く利用することが想定され、広く無料で開放しているトイレを対象とし、商業施設、劇場、レジャー施設、スポーツ施設、遊技場その他これらに類する施設で営利を目的とする企業が運営する施設内に所在するトイレは除くものとする。

7 立地要件

①立地要件（範囲）

本補助事業の対象となる公衆トイレは、利用者を特定せず、広く無料で開放している水洗トイレであって、以下のⅠ）、Ⅱ）又はⅢ）のいずれかの範囲に所在するものとする。

Ⅰ）「観光スポット」内

Ⅱ）「観光スポット」の周囲

Ⅲ）「観光スポット」へのアクセス経路（周辺の施設から該当の「観光スポット」へアクセスする際の主な移動経路となるエリア）

※「観光スポット」とは、訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等をいう。

（対象外の公衆トイレ）

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲に所在しない公衆トイレ

・Ⅰ）、Ⅱ）、Ⅲ）の範囲でも地域住民の利用が主たる公衆トイレ

②立地要件（情報発信）

本補助事業の対象となる公衆トイレは訪日外国人旅行者に対して分かりやすくトイレの所在を示すものとし、以下のⅠ）及びⅡ）の全てを満たすこととする。本補助事業申請時に満たしていない場合は、補助事業完了までに全ての要件を満たすものとする。

Ⅰ）対象となる公衆トイレの所在をトイレの周囲やトイレ外壁等に多言語又はピクトサインにより表示している。

Ⅱ）対象となる公衆トイレの所在を地域で作成している多言語の散策マップや WEB 等で発信している、又は計画があること。

※観光スポット周辺の広く無料で開放しているトイレについて、その所在を一体的に発信していること。

8 補助対象経費

次に掲げる①又は①及び②を実施する場合、整備に係る設計、機器購入及び工事（撤去・内装・衛生設備・取付・建具、電気設備等及び工事管理等）に要する経費を補助対象とする。

① 基本整備項目

- ・和式便器の洋式化
- ・洋式便器の増設
- ・洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座を設置するものに限る。）
- ・洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

なお、補助対象となる大便器が設置されるブース内の機器（大便器、普通便座、紙巻き器、洗浄関連設備等）の購入及び設置に要する経費は基本整備項目に係る経費に含めることとする。

② 追加整備項目

追加整備項目については、基本整備項目を実施した場合に限り、以下の整備を補助対象とする。なお、追加整備項目にかかる設計・工事（外装工事を除く）に要する経費は基本整備項目に含めることとする。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・ハンドドライヤー＊
- ・洗面器（自動水栓化等）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水洗化等）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・外装工事（屋根部分は除く。）
- ・窓
- ・入口ドア
- ・案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備
- ・掃除流し
- ・清潔機能向上設備（トイレ施設内の床・壁面（建具を含む。）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備）
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

＊感染症対策のため、感染状況を鑑みて利用制限等を設けること。

③ 補助対象外経費

以下の整備は補助対象としない。

- ・土地の取得に要する費用
- ・案内標識以外の公衆トイレの周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の配管・電気設備、浄化槽の設置等）

- ・躯体工事（床・壁・天井・屋根等の建築構造に係る工事）
- ・発電設備
- ・ポンプ等の機械設備
- ・和式便器の整備
- ・仮設トイレの設置
- ・故障・老朽化等に対応するための機能の明確な向上を伴わない修理修繕に要する経費
- ・ランニングコストやレンタル・リース契約に関する経費

附 則

この要領は、令和元年6月4日から施行する。

この要領は、令和2年4月13日から施行する。

この要領は、令和3年5月21日から施行する。

この要領は、令和4年6月23日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。